

◆◆◆令和3年度 小・中学生の就学援助について（お知らせ）◆◆◆

瀬戸内市教育委員会では、お子さまが安心して勉強ができるように、国の法律に基づき、経済的理由により就学が困難なご家庭に対して、学校での生活に必要な費用の一部を援助しています。

令和3年度に援助を希望される方は、このお知らせをご覧になり申請手続きを行ってください。**就学援助は毎年申請が必要です。前年度から引き続き援助を希望される場合も、必ず申請手続きを行ってください。また、入学前支給を申請した人も改めて申請が必要となります。**

1 援助の対象となる方

- (1) 生活保護が停止または廃止になっている方
- (2) 市民税が減免又は非課税になっている方
- (3) 国民年金の掛金が免除されている方
- (4) 国民健康保険料の減免を受けている方
- (5) 児童扶養手当を受けている方
- (6) 前年の世帯全員の総所得が認定基準額以下の方

<目安となる認定基準額>

世帯人数	世帯構成(例)	住宅	認定基準額
2人	父または母(40～59歳), 子(12～19歳)	持家	約204万円
	父または母(20～40歳), 子(6～11歳) 家賃(月額4万円)	賃貸	約248万円
3人	父または母(40～59歳), 子(6～11歳), 子(3～5歳)	持家	約229万円
	父・母(20～40歳), 子(6～11歳) 家賃(月額4万円)	賃貸	約275万円
4人	父または母(20～40歳), 子(12～19歳), 子(6～11歳)2人	持家	約324万円
	父・母(41～59歳), 子(6～11歳), 子(3～5歳) 家賃(月額4万円)	賃貸	約297万円
5人	父・母(41～59歳), 子(12～19歳)2人, 子(6～11歳)	持家	約330万円
	父・母(20～40歳), 子(12～19歳), 子(6～11歳), 子(3～5歳) 家賃(月額4万円)	賃貸	約359万円

※ 認定基準額は、世帯構成・年齢・家賃などにより上下します。あくまでも目安としてご利用ください。

2 申請方法

- (1) 申請期限及び支給開始月

	期 限	認定された場合の支給開始月
初回受付分	令和3年5月31日(月)まで(必着)	4月
随時受付分	上記以降毎月月末締め(1月末まで)	申請書を受け付けた日の翌月

- (2) 申請書類

- ア 就学援助申請書(1世帯につき1枚)
 - イ 委任状(所得・課税証明取得用)
 - ウ 世帯の状況と添付書類
- } 各学校、各公民館、
} 教育委員会総務学務課にあります。

世帯の状況		添付書類等
児童扶養手当の支給を受けている		① 児童扶養手当証書の写し(②・③・④は不要)
経済的な理由で学校への支払が難しい	令和3年1月1日時点で瀬戸内市に住所がなかった	② 令和2年分の源泉徴収票の写し、確定申告書の写しなど 令和2年中の所得が分かる書類
	令和3年1月1日時点で瀬戸内市に住所があった	③ 委任状 ※ 令和2年中の所得確認のため、委任状をご提出いただき、教育委員会で家族の状況などの調査をさせていただきます。
賃貸住宅に居住している(アパート等)		④ 家賃が分かる書類(領収書や契約書の写し)

- (3) 提出先 教育委員会総務学務課（牛窓支所1階東側）・中央公民館・長船町公民館・牛窓町公民館
 受付時間：各開庁日・開館日の8：30～17：15

※ 申請期限は厳守でお願いします。申請書が公民館から教育委員会まで届くには、2～3日程度日数がかかります。初回受付分については、公民館へ申請書を提出される方は、令和3年5月25日(火)までに提出してください。それ以降に提出される方は、教育委員会へ令和3年5月31日(月)必着で郵送していただくか、直接ご持参ください。提出期限ぎりぎりにならないよう、余裕をもって申請してください。

3 援助の内容

援助費目	小学校	中学校
学用品費	(1年生) 年額 11,630円 (2年生以上) 年額 13,900円	(1年生) 年額 22,730円 (2年生以上) 年額 25,000円
校外活動費 (宿泊なし)	(実施学年) 実費(限度額 1,600円)	(実施学年) 実費(限度額 2,310円)
校外活動費 (宿泊あり)	(実施学年) 実費(限度額 3,690円)	(実施学年) 実費(限度額 6,210円)
新入学児童生徒 学用品費	(1年生) 51,060円 (4月認定者のみ)	(1年生) 60,000円 (4月認定者のみ)
修学旅行費	(6年生修学旅行参加者) 実費(限度額 21,890円)	(3年生修学旅行参加者) 実費(限度額 60,910円)
体育実技用具費	—	柔道 実費(限度額 7,650円)
学校給食費	(全学年) 実費(1食当たり9割支給)	(全学年) 実費(1食当たり9割支給)

※ 記載されている金額は令和3年度の補助限度額(案)であり、今後変更する場合があります。

※ 年度途中の認定及び転出等の異動が生じた場合は、月割額を支給します。

4 認定審査 および 支給方法

教育委員会で審査を行い、認定の可否については、初回受付分は6月下旬頃に、随時受付分は申請月の翌月下旬頃に申請者(保護者)あてに通知します。認定となった場合には、各学期終了時に申請書に記入された口座へ振り込みます。

申請にあたっての大切なお知らせ

- ① 受付時に申請書及び添付書類を確認し、記入漏れや不備がある場合は電話連絡をさせていただく場合がありますので、申請書には、日中、連絡の取れる電話番号を記入してください。
- ② 令和3年1月1日時点の住所が瀬戸内市でなかった保護者の方で、源泉徴収票、確定申告書の写しなどが無い場合は、その時点で住んでいた市町村が発行する「令和3年度所得・課税証明書」(令和3年6月頃から交付が可能。交付可能な時期の詳細は、該当する市町村にお問い合わせください。)の交付を受け、追加提出してください。
- ③ 添付書類を窓口でコピーする場合は、**使用料(30円/枚)**がかかります。
- ④ 申請書に記入された振込先や世帯構成に変更が生じた場合(結婚や離婚、転居など)は、新たな世帯構成で再調査しますので、速やかに総務学務課まで連絡してください。
 ※ 変更の連絡がなかった場合、さかのぼって援助額を返還していただく場合があります。